



Title	『史記』表における書法意識
Author(s)	寺門, 日出男
Citation	中国研究集刊. 1989, 7, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60793
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『史記』表における書法意識

寺門日出男

序言

- 一 表における記述の意図性
- 二 「十二諸侯年表」について
- 三 「六国年表」について
- 四 「漢興以来諸侯年表」について

結語

序言

近年、中国大陸における『史記』研究では、司馬遷の思想を主題としたものが多く見られる。そのなかに、『史記』と『春秋』あるいは『公羊伝』との関係を論じるものがあるが、これらは、その序文を除くと、引用されたことがない。

しかし、表は司馬遷自身が「春秋の後を踵ぎ」（六国年表・序）と述べているように、強く『春秋』を意識して著されたもののはずである。『史記』と『春秋』との関わりを論じるなら

ば、表の本文の内容は看過し得ないものではなかろうか。

筆者は先に、本誌の序号（一九八八年）において、主として表の用字の検討を通して、表の構成意図についての論考「『史記』表の意図」を発表した。その研究をさらに進め、本稿では表の記事がどのような基準で取捨られたのか、また、表と『史記』の他の部門との記事の相違がどのような意味をもつのかといつた点を、主に「十二諸侯年表」・「六国年表」・「漢興以来諸侯年表」の検討を通して考察し、表の作られた意図がどこにあつたのかということを探りたい。

底本には金陵書局本（光緒四年・金陵書局刊）『史記』を用いた。なお『史記会注考証』本は、理由を示さずに字句を改めている場合があるので、表記自身の問題を探る本稿の性格上、参考するにとどめ、用いなかつた。

一 表における記述の意図性

(1)

『史記』は、その性格上『春秋』と比較されることが多い。とりわけ、司馬遷が公羊学者董仲舒に師事していたことから、『公羊伝』との関連の有無について論じられる場合が多い。例えば呂汝煜撰「『史記』与公羊学」は、司馬遷が公羊学に對して批判的な態度をとったと思われる点や公羊学からの影響を受けている点を、それぞれ分析している。(江蘇教育出版社『史記論稿』所収・一九八六年)

しかし、『公羊伝』との比較研究においても、あるいは『左氏伝』と比較をする場合でも、対象となっているものは本紀・世家・列伝が中心であり、表はその序文を例外とすれば、ほとんど引用されることがない。なぜならば、表の本文は、趙翼が「凡そ列侯将相、三公九卿、功名の表著なる者は、既に為に伝を立つ。此の外、大臣の功無く過無き者、之を伝あるに伝とするに勝へず、而れども又尽くは沒すべからざるは、則ち表に之を載す」(『二十二史劄記』卷一「各史例目異同」中の「表」)と述べるように、伝を立てるほどもない人物を採録したもの、すなわち本紀・列伝等の補いにすぎないという考えが支配的だからである。

だが、従来のこのような観点が、誤った判断を下してしまうであろうことは、たとえば伍子胥の復讐譚の、次のような記述の相違からも言えるだろう。

① (楚昭王十年) 吳・蔡伐我、入郢、昭王亡。伍子胥鞭平王墓。(十二諸侯年表)

② 及吳兵入郢、伍子胥求昭王。既不得、乃掘楚平王墓、出其尸、鞭之三百、然後已。(伍子胥列伝)
「十二諸侯年表」では讐に報いたのが「墓」であるのに対し、「伍子胥列伝」では、墓から掘り起した「尸」(しかばね)となっている。この事件は『公羊伝』も特に取り上げて、次のように記している。

③ 伍子胥父誅乎楚、挾弓而去楚、以干闔廬。闔廬曰、「士之甚、勇之甚。」將為之興師而復讐于楚。伍子胥復曰、「諸侯不為匹夫興師。且臣聞之、事君猶事父也。虧君之義、復父之讐、臣不為也。」(定公四年)

吳王闔廬が、伍子胥のために兵を興して楚に復讐しようとしたとき、伍子胥は君臣の義を欠くことを憂えて、これを押し止めている。さらに『公羊伝』によれば、楚の昭王は無道な君主であり、理由もなく蔡国を攻撃する。蔡に助けを求める、伍子胥は吳の兵を率いて楚軍を討ち、父の讐に報いるのである。一度は「君の義を虧」くことを慮り、しかも、父の讐を討つ際にも、「中國を憂」えて暗君を討つという大義名分も備わっている。『公羊伝』に描かれる伍子胥は、まさしく「士の甚だしき、勇の甚だしき」人物として描かれている。『史記』、「十二諸侯年表」に見える「墓」に鞭打つ伍子胥は、右の『公羊伝』の描く伍子胥像と、翻訳を来さない。

一方、「伍子胥列伝」に見える、「尸」に鞭打つ行為は、いかに父の讐とはいえ、元の主君に対し礼を失した、明らかに行きすぎである。この復讐譚は、他書（『呂氏春秋』首時篇・『淮南子』泰族訓・『新書』耳聰篇・『穀梁傳』定公四年）にも載せられているが、全て「墓」に鞭打つという表記になっており、「伍子胥列伝」の表現は、伍子胥の怨念の凄まじさを演出しようとして、司馬遷が改めたものと論じることができよう。

(2)

さらに、漢代思想を扱う上で、きわめて重要な災異の記録についても、表は他の部門と異なった解釈をしているものが見られる。たとえば、次にあげる彗星の出現については、表と世家とでは全く異なった解釈をしている。

(4) 周敬王四年（前五十六年）

（斉）彗星見。晏子曰、田氏有德於斉。可畏。（十二諸侯年表）

右のように、表においては彗星が田氏の隆盛の前兆として記されている。その話が、次に示すように「斉太公世家」では、彗星を凶兆として恐れる主君を、晏子が機転をきかせて諫めるという、全く違った話になっている。

(5) 三十二年、彗星見。景公坐柏寝、嘆曰、「嘗嘗。誰有此乎。」

群臣皆泣。晏子笑。公怒。晏子曰、「臣笑群臣諛甚。」景公曰、「彗星出東北。当斉分野。寡人以為憂。」晏子曰、「君

高台深池、賦斂如弗得、刑罰眾弗勝。茀星將出。彗星何懼乎。」公曰、「可禳否。」晏子曰、「使神可祝而來、亦可禳而去也。百姓苦怨以万数。而君令一人禳之、安能勝衆口乎。」是時景公好宮室、聚狗馬、奢侈、厚賦重刑、故晏子以諫之。（齊太公世家）

また、熒惑（火星）が一箇所に留まるという次の事件も、表と世家とでは違いが見られる。

(6) 三十七年、楚惠王滅陳。熒惑守心。心、宋之分野也。景公憂之。（司星子韋曰、「可移於相。」）景公曰、「相、吾之脰脰。」

曰、「可移於民。」景公曰、「君者待民。」曰、「可移於歲。」景公曰、「歲飢民困、吾誰為君。」子韋曰、「天高聽卑。君有君人之言三、熒惑宜有動。」於是候之、果徙三度。（宋微子世家）

ここでは、君主の徳によって、熒惑が移動したという事件が記されているが、主題となっているのは、あくまでも景公がいかに有徳の君主であったかということである。しかし、表では景公の人となりについては、一切触れず、ただ次のように記すだけである。

(7) 周敬王四十年（前四八〇年）

（宋）熒惑守心。子韋曰、「善。」（十二諸侯年表）

すなわち、この熒惑の事件は、単に吉兆として記されるだけで、その背後にある人物描写は、一切なされていないのである。こうした事実について、あるいは、表の記述は簡略を旨とし

ているからだという反論が出るかもしれない。しかし、そうではない。「十二諸侯年表」において、災異の記録が最も多く載せられているのは、魯国である。表において、日蝕や彗星の記事が、次のように多く載せられている。

べきではなかろうか。

二 「十二諸侯年表」について

(1)

- ⑧ 周平王五十一年（前七二〇年）
 (魯) 二月、日蝕。

- ⑨ 周莊王十年（前六八七年）

- (魯) 星隕如雨、与雨偕。

- ⑩ 周襄王七年（前六四五年）

- (魯) 五月、日有食之。不書、史官失之。

- ⑪ 周頃王六年（前六一三年）

- (魯) 彗星入北斗、周史曰、「七年、宋・齊・晉君死。」

- ところが「魯周公世家」において、魯国の災異については一

つも記されていないのである。表の記述方法は簡略を旨とするとは、けつしていえない。それどころか、表という部門は、「盛衰の大指を著はし」（十二諸侯年表）、「自ら鏡（鑑）みる」（高祖功臣侯者年表）ことを意図して立てられたものと言えるだろう。そして、世家・列伝などは表に比して、人物描写に比重がおかれているということではないだろうか。

二 諸侯年表

- ⑬ 秋九月乙丑、晉趙盾弑其君夷穪。 (『春秋』宣公二年)

主君を殺した人物の名が違うが、実際に靈公を殺したのは、趙穿の方である。『春秋』が「趙盾」に作っているのは、自分の主君が殺されたのにもかかわらず、その讐を討とうとしなかった趙盾に対する筆誣である。しかし、表では、このような歴史事実の改変というような方法をとっていない。

けれども、事実の改変こそ見られないが、表における記事の採り方には、意図的な選択がなされているようである。例えば周王が諸侯に策命（辞令書）を渡したことが、次のように記されているものがある。

まず、春秋期の表から検討する。周の宣王の即位（前八四一年）から、敬王の崩御（前四七七年）までの年表にあたるのが、「十二諸侯年表」である。

「十二諸侯年表」は、『春秋』と年代の重なる部分があるが、その記事は『春秋』とかなりの違いが見られる。たとえば晉の靈公が殺された事件について、両者は次のように記している。

- ⑫ 周匡王六年（前六〇七年）

- (晋) 趙穿殺靈公、趙盾使穿迎公子黑臀于周、立之。 (十

⑭ 周襄王十年（前六六七年）

賜晉侯命。

ところが、同じく周襄王三年に、晋の惠公に策命が渡されたことは記されていない。なぜか。『左氏伝』にその理由を求めることができる。

⑮ 天王使邵武公・内史過賜晉侯命。受玉愬。過帰、告王曰、「晋侯其無後乎。王賜之命、而惰於受瑞。先自棄也已。其何繼之有。礼國之幹也。敬、礼之興也。不敬、則礼不行。礼不行、則上下昏。何以長世。」

「晋侯其無後乎。王賜之命、而惰於受瑞。先自棄也已。其何繼之有。礼國之幹也。敬、礼之興也。不敬、則礼不行。礼不行、則上下昏。何以長世。」

晋の惠公は天子から玉を受ける時、その作法が無礼だったのである。同様の性格の事件でありながら、このように一方が記されていないのは、司馬遷が意図的に削ったからではなかろうか。

「十二諸侯年表」はまた、夫人や愛妾についての記述も多く

見られるが、それも全てを記している訳ではなく、国家の事件と関わりのあるものについてのみ、載せてある。例えば次のようなものがある。

⑯ (晋) 取齊女為夫人。 (前八〇八年)

以伐條生太子仇。 (前八〇五年)

以千畝戰。生仇弟成師。二子名反、君子譏之。後亂。

(前八〇二年)

⑰ (鄭) 娶申侯女武妾。 (前七六年)

生莊公寤生。 (前七五七年)

生大叔段、母欲立段、公不聽。 (前七五四年)

段作乱、奔。 (前七二二年)

⑯ (宋) 生魯桓公母。 (前七四八年)

(魯) 大夫翬請殺桓公、求為相、公不聽、即殺公。

魯桓公尤元年。母宋武公女、生手文為魯夫人。

夫人のことについて記述があるものは、いずれも、その後に国内に乱事が起っている。⑯の場合、夫人が生んだ二子は、後に王位継承をめぐって殺し合いをすることになる。⑰の場合、

武妾は、少子の段を寵愛し、後に段の反乱の火種を作っている。⑯の場合、桓公は、言うまでもなく先君の隱公を弑して君主になつた人物である。司馬遷は、これらの国の乱れの端緒が、その母にあると考えて、あえて表に載せたのではなかろうか。

(2)

「十二諸侯年表」においては、筆削のみならず、表現を使い分けることによって、大義を表わしているように思われる。

君主が交替する場合、「十二諸侯年表」では、原則として次のように記される。

⑰ 周桓王五年（前七一五年）

秦靈公元年。

⑱ 周襄王二十五年（前六二七年）

(魯) 僖公薨。

周襄王二十六年

魯文公興元年。

(19)のよう、前君の死を記さないものと、(20)のよう記す場合があるが、位に即いたということを特に記さない場合がほとんどである。

しかし、前君を弑逆して、自らが即位した場合、次のように

「自ら立つ」、あるいは「立つ」という表現がなされる。

(21) 周桓王元年（前七一九年）

（衛）州吁弑公自立。

（22） 周莊王十一年（前六八六年）

（齊）母知殺君自立。

（23） 周平王三十一年（前七四〇年）

（楚）武王立。

(24) について、「楚世家」に「蚡冒弟熊通弑蚡冒子而代立、是為楚武王」とある。

さらに、正規の後継者を退けて即位した場合にも、同様な表記法が用いられている。

(25) 周宣王四十三年（前七八五年）

（晋）穆侯卒、弟殤叔自立、太子仇出奔。

(26) 周頃王六年（前六一三年）

（齊）昭公卒。弟商人殺太子自立、是為懿公。

これらの一例では、「立」・「自立」という文字は、明確な譏刺の言葉ではないものの、あえて用いることによって、筆誅を加えているのではないかと思われる。

王位の継承について、逆に褒詞と考えられるものもある。

(27) 周平王五十一年（前七二〇年）

（宋）公卒、命立弟和、為穆公。

(28) 周平王四十二年（前七二九年）

（宋）公父立殤公。馮奔鄭。

宋の穆公が、死の床にあって、自分の姪（兄弟の子）の殤公を後継に立てるよう頼み、実子の馮を姪の邪魔にならぬよう、鄭に出奔させたというものである。もともと穆公も、兄の宣公（殤公の父）に位を譲られたのであり、穆公は兄の恩を忘れず、実子の馮を追いやつて、殤公を立てたのである。「宋微子世家」には、次のような贊辞を記している。

(29) 君子聞之曰、「宋宣公可謂知人矣。立其弟以成義、然卒其子復享之。」

こうして、他の記事とは違つて「立」の文字を用いることによって、「善を善とし惡を惡とし、賢を賢とし不肖を賤し」（太史公自序）めようと、司馬遷は考えていたのではなかろうか。

(30) 「十二諸侯年表」において、更に特異なものは、祭祠（祭祀）の記述である。

(31) 周平王元年（前七七〇年）

（秦）初立西畤、祠白帝。

(30) 周平王十五年（前七五六六年）

（秦）作鄜畤。

(31) 周平王二十四年（前七四七年）

（秦）作祠陳宝。

(32) 周惠王元年（前六七六年）

（秦）初作伏、祠社、礮狗邑四門。

一見して明らかにるように、秦のみにしか祭祠の記事は見られない。なぜ、秦だけに記すのか。「六国年表」序に、その手がかりがある。

(33) 太史公說『秦記』、至犬戎敗幽王、周東徙洛邑、秦襄公始封為諸侯、作西畤用事上帝、僭端見矣。（六国年表）

これによれば、(29)の「初めて西畤を立て、白帝を祠」つたことを、司馬遷は諸侯が天子の礼を犯すようになった発端と考えている。つまり、(29)は周王室の衰退、諸侯の勃興の契機となる

事件ととらえていたがゆえに、あえて採られたのではないだろうか。

もちろん、「六国年表」序にもあるように、諸国の史書がいわゆる焚書によって失われ、依處すべき資料が『秦記』などに限定されていた可能性がある。しかし、すでに述べたように、表の記述は司馬遷の取捨選択を経たものであり、(29)～(32)は、何らかの必要性を感じたがゆえに、採られたものと考えるべきであろう。

このことは表の序文における司馬遷の言葉からも、一層明らか

かである。

(34) 於是譜十二諸侯、自共和訖孔子、表見『春秋』・『國語』学者所譏盛衰大指著于篇、為成學治古文者要刪焉。（十二諸侯年表）

(35) 独有『秦記』、又不載日月、其文略不具。然戰國之權變亦有可頗采者。何必上古。（中略）余於是因『秦記』、踵『春秋』之後、起周元王、表六國時事、訖二世、凡二百七十年、著諸所聞興壞之端。後有君子、以覽觀焉。（六国年表）

「十二諸侯年表」・「六国年表」は、権力の変化の終始を明らかにしようとして著されたものであり、司馬遷は(29)において、秦の隆盛のきざしを発見していたのである。

三 「六国年表」について

(1)

次に戦国期の表の検討に移りたい。戦国期の年表にあたるのは、「六国年表」である。「六国年表」もやはり、歴史事実の単なる羅列ではない。

国家間の会盟を記す場合、「六国年表」においては、例えば次のように双方の国家の立場からの記述をするものがある。

(36) 周顯王十四年（前三五五年）

（秦）与魏王会杜平。（「杜平」は陝西省の地名）

(37) 周顯王四十年（前三二九年）

(秦) 与魏会応。(「応」は河南省の地名)

(魏) 与秦会応。

ところが、次に示すように、同様の性格の事件でありながら、一方の国家の立場からの記述しか見られないものが多くある。

⑧ 周顯王十八年(前351年)

(趙) 与魏盟漳水上。

ただし、一方だけの国家の立場からの記述は、次の⑨以降、秦と関係がある場合のみに限定されてゆく。

⑨ 周顯王十九年(前350年)

(魏) 與秦遇形。

⑩ 周赧王七年(前330八年)

(魏) 与秦会応。

(韓) 与秦会臨晉。(「臨晉」は陝西省の地名)

右の例のように、前三五〇年よりも年代が後になると、秦の側には、諸侯と会盟したという記述がみられなくなる。つまり、秦と他の諸侯とを、対等に扱わなくなつてくるのである。このことは、次の例において一層明らかである。

⑪ 周赧王十三年(前330二年)

(秦) 魏王来朝。

魏の記述には「秦と臨晉に会す」という対等の関係の表現が用いられているが、秦のそれには「來り朝す」という、君臣関係を示す表現がなされている。このように、会盟の記録を見る

限りでは、しだいに秦が優位に立つことを示しているかのような記述が、なされていると考えられる。戦争の記録においても、これとほぼ同様なことが言える。

「六国年表」の前半分において、つきのような記事がある。

⑫ 周威烈王八年(前418年)

(秦) 与魏戰少梁。

⑬ 周安王元年(前401年)

(秦) 伐魏、至陽狐。

⑭ 周安王十五年(前387年)

(秦) 蜀取我南鄭。(「南鄭」は陝西省の地名)

これを見ると戦争の当時者双方に記述があるもの(⑭)といもの(⑫・⑭)との相違はあるが、秦と他国とは、ほぼ対等の扱いを受けているように思われる。ところが、周顯王五年(前364年)以降においては、⑫～⑭に見られた国対国という記述以外のものが見られるようになる。以下に示す。

⑮ 周顯王五年(前364年)

(秦) 章蟠与晉戰石門、斬首六万、天子賀。

⑯ 周顯王十八年(前351年)

(秦) 衛鞅困固陽、降之。

⑰ 周顯王二年(前313年)

(秦) 楚里子擊蘭陽、虜趙將

(趙) 秦拔我蘭、虜將趙莊。

(48) 周赧王三十一年（前二八四年）

（秦）尉斯離与韓・魏・燕・趙共擊。

（魏）与秦擊齊濟西。与秦王会。

（韓）与秦擊齊濟西。与秦王会。

（燕）与秦・三晉擊齊。

（齊）五國共擊湣王、王走莒。

（45）・（46）は秦と魏との、（47）は秦と趙との、（48）は秦・韓・魏・燕・

趙の連合軍と、齊との戦いについての記事である。いずれも（42）とは違つて、秦の記事の主体が秦という国家ではなく、秦の臣下である。特に（48）においては、都尉の斯離と、韓・魏・燕・趙とが同列に扱われている。もつとも、（45）の周顯王五年以降、

全てがこのような形式で記されているわけではなく、（42）～（44）の形式の記事と錯綜して用いられている。しかし、（45）～（48）の形式のものの割合がしだいに高くなつてゐる。このことは、「六国年表」の資料とされたものが、主として『秦記』に拠つたことが、その原因と考えられなくはない。しかし、世家の記述を見ると、戦国末期の秦以外の国の將軍の名も、判明していたものがある。ところが、それを記さず、あえて秦のものだけを記したのは、やはり司馬遷の意図的な筆法なのではなかろうか。

また、次に示す「魏世家」と「六国年表」との相違についても同様なことが言える。

（49） 周顯王三十一年（前二八四年）

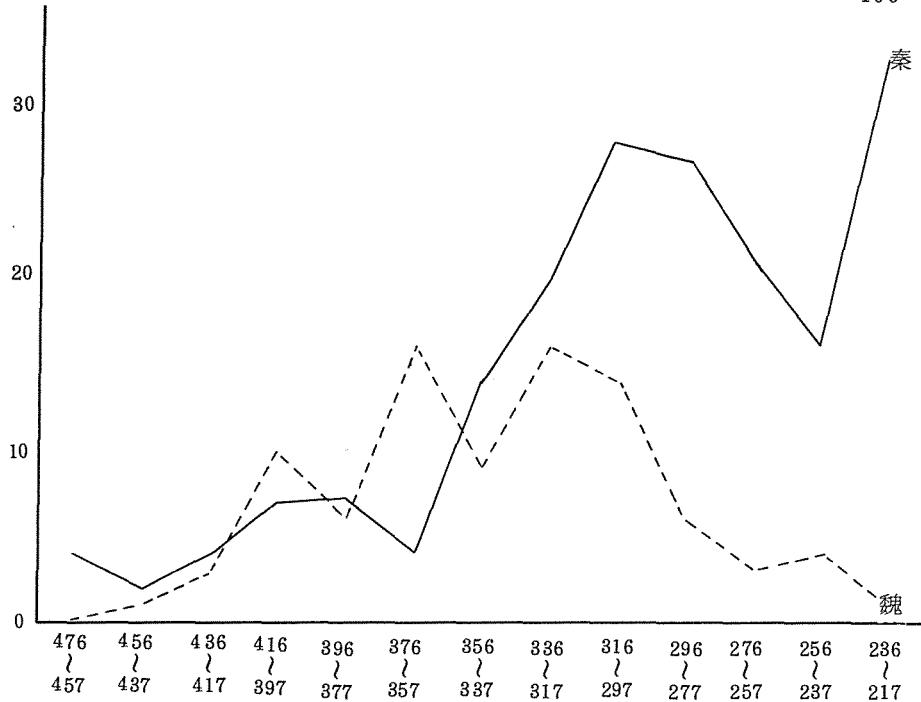
（魏）衛鞅亡帰我。我恐、弗内。（六国年表）

(50) (魏惠王) 三十三年、秦孝公卒、商君亡秦帰魏。魏怒、不入。(魏世家)

「恐」と「怒」とのわずか一字の違いではあるが、秦と魏との関係を考える上では、大きな相違である。秦の商鞅が、孝公の死後、亡命しようとして果たせなかつた、有名な事件についての記録である。魏は過去に商鞅の奸計によつて辛酸をなめさせられている。「魏世家」の記述によれば、魏は商鞅に対する怒りから、彼を受け入れなかつたことになる。しかし、表の記述では、強大になつた秦に対する恐れから、彼を「命させなかつたと読みとれる。

(2)

さらに、「六国年表」の個々の記事が、どの国を主体として書かれているかという点をみると、司馬遷が秦の隆盛を意図的に表現しようとしていたということが、いつそう明らかになる。「六国年表」において、最も多く主語となつて記されている国は、秦である。それはもちろん、「六国年表」序において「余是に於て秦記（秦国の歴史書）に因り」と司馬遷自身が述べているように、彼の依つた資料が秦国のものであつたことによると基本的に考えられる。しかし、秦を主体とした記事は、「六国年表」全体に亘つて多く見られるわけではない。試みに、秦に次いで多く主語となつてゐる魏とその数を比較してみると、次の表のようになる。（諸侯王が主語のものを含む。）



いくらかの波はあるものの、秦に関わるもののがしだいに増え、逆に魏の方は、晋から分立して諸侯に列せられてから（前四〇三年）、その数が増えてはいるが、やがて秦と入れ替わるかのようにその数を減じていることがわかる。

秦が強大になるにつれ、秦を主体とした記事が増えるのは当然のように思えるが、それだけではない。世家の記事と対照すると、「六国年表」は、戦国末期の秦とは無関係の事件を、あって削除していると考えられるのである。例えば、「趙世家」の戦国末期には、次のような事件が記されているが、括弧「」を付したところは、表にはとられていない。

(5) 悼襄王元年、「大備魏。欲通平邑・中牟之道、不成。」二年、「李牧將、攻燕、拔武遂う・方城。秦召春平君、因而留之。泄鈞為之謂文信侯曰、春平君者、趙王甚愛之而郎中妬之、故相与謀曰、春平君入秦、秦必留之、故相与謀而内之秦也。今君留之、是絕趙而郎中之計中也。君不如遣春平君而留平都。春平君者言行信於王、王必厚割趙而贖平都。」文信侯曰、善。因遣之。城韓皋。」三年、「龐煖將、攻燕、禽其將劇辛。」四年、「龐煖將趙・楚・魏・燕之銳師、攻秦最、不拔。移攻齊、取饒安。」五年、「傅抵將、居平邑。慶倉將東陽河外師、守河梁。」六年、「封長安君以饒。魏與趙鄆。」九年、「趙攻燕、取鄆・陽城。兵未寵、」秦攻鄆、拔之。「悼襄王卒、子幽繆王遷立。」幽繆王遷元年、「城柏人。」二年、秦攻武城、扈輒率師救之、軍敗、死焉。三年、秦攻赤麗・宜安、

〔李牧率師與戰肥下、卻之。封牧為武安君。〕四年、秦攻番

吾、〔李牧與之戰、卻之。〕（趙世家）

一見して明らかのように、秦と関わりのないものは、全て削除されている。同様に、「韓世家」においても、括弧を付した、

秦とは直接関係のない事件は、表には載せられていない。

② 桓惠王元年、「伐燕。」九年、秦拔我陘、城汾旁。十年、

秦擊我於太行、「我上党郡守以上党郡降趙。」十四年、秦拔

趙上党、殺馬服子卒四十余万於長平。十七年、秦拔我陽城、

負秦。（韓世家）

こうしてみると、先に挙げた図のように、「六国年表」における秦の事項の増加、他国との事項の減少という点は、司馬遷の意図的な筆法によるものと考えられる。

四 「漢興以来諸侯年表」について

(1)

次に漢代の表について検討する。本稿では、諸王の記録の、「漢興以来諸侯年表^(註5)」を見る。春秋戦国期の年表と同様に、いわゆる一字褒貶の意識を、そこに窺うことができる。

諸王の転封については、全て十六件が記載されているが、原則として次のような形式で記される。

③ 高祖五年（前二〇二年）

（楚）齊王信徙為楚王元年。

（齊）徙楚。

④ 孝文前元年（前一七九年）

（鄆鄖）徙燕。

（燕）十月庚戌、琅邪王沢徙燕元年。是為敬王。

⑤ 孝文前十一年（前一六九年）

（城陽）徙淮南。為郡、屬齊。

⑥ 孝文前十二年（前一六八年）

（淮南）城陽王喜徙淮南元年。

記事の詳略に多少の違いはあるが、移動に関わる両国に、事実が記されている。

ところが、次に挙げる二例だけが、他とは著しく異なった記述方法をとっている。

⑦ 孝惠元年（前一九四年）

（趙）淮陽王徙於趙、名友、元年。是為幽王。
(淮陽)為郡。

⑧ 高后七年（前一八一年）

（趙）楚呂產徙梁元年。

（呂）呂產徙王梁。七月丁巳、王太元年。惠帝子。

どちらも高祖の子で、呂后にとつては繼子にあたる。劉恢・

劉友の記事である。本来ならば、他の例のように、⑦の「淮陽」においては「徙趙」と記されるべきであり、⑧の「趙」においては「楚呂產徙梁元年」のかわりに「徙梁」とあるべきである。どうしてこのような特異な記述がなされているのであろうか。劉友の名は、表以外では「項羽本紀」・「呂后本紀」・「外

戚世家」等に見られる。特に先に挙げた転封の件は、「呂后本紀」に詳しいので、以下にその部分を示す。

⑤9 (呂后) 七年正月、太后召趙王友。友以諸呂女為后、弗愛、

愛他姫。諸呂女妒、怒去。讒之於太后。 (中略) 太后怒、以故召趙王。趙王至、置邸不見、令衛辟守之、弗與食。 (中略)

趙王幽死、以民礼葬之長安民家次。 (呂后本紀)

右の話によれば、⑤9の例は単なる国替えではなく、呂後の怒りにふれた劉友が餓死させられるという、異常な事件の結果のものなのである。⑤7の劉恢についても、「呂后本紀」では次のように自殺の経緯を説明している。

⑥0 梁王恢之徙王趙、心懷不樂。太后以呂產女為趙王后。王后從官皆諸呂、擅權、微伺趙王、趙王不得自恣。王有所愛姫、

王后使人酔殺之。 (中略) 王悲、六月即自殺。 (呂后本紀)

劉恢の場合も、呂后が直接手を下したわけではないが、呂后一派に追いつめられた結果の死ということができよう。

ひとり転封の記事のみにとどまらず、つぎに示すように、呂后によって抹殺された王についての筆致は、他のそれとでは明らかな違いが見られる。

⑥1 高祖十二年 (前一九五年)

(趙・隱王如意四年) 死。

⑥2 高后七年 (前一八一年)

(燕・靈王建十五年) 絶。

⑥1・⑥2共に呂后的繼子であるところの劉如意・劉建について

のものである。「漢興以来諸侯年表」においては、王が罪を犯して死んだ場合、次のように記される。

⑥3 孝文前六年 (前一七四年)

(淮南・厲王長二十三年) 王無道、遷蜀、死雍、為郡。

⑥4 孝景前三年 (前一五四年)

(楚・王戊二十一年) 反、誅。

右のよう、「無道」・「反」という罪過が明示される。一方、王が罪過なくして死んだ場合、次のように「薨」の表現の用いられるものが、ほとんどである。

⑥5 孝文前五年 (前一七五年)

(楚・夷王郢四年) 蔡。

⑥6 孝文前十五年 (前一六五年)

(河間) 哀王福元年。薨、無後、國除為郡。

とすれば、⑥1・⑥2は、右の原則と明らかに異なる記述であるが、その理由もやはり、「呂后本紀」に求めることができる。

⑥7 呂后最怨戚夫人及其子趙王、迺令永宮囚戚夫人、而召趙王。

(中略) 孝惠帝慈仁、知太后怒、自迎趙王霸上、与入宮、自挾與趙王起居飲食。大后欲殺之、不得間。孝惠元年十二月、帝晨出射。趙王少、不能蚤起。太后聞其独居、使人持酔飲之。黎明、孝惠還、趙王已死。 (呂后本紀)

⑥8 (高后七年) 九月、燕靈王建薨。有美人子、太后使人殺之、無後、國除。 (呂后本紀)

つまり、⑥1の如意は呂后に毒殺されたのであり、⑥2の建も、

後繼者を呂后の手によつて殺されたものなのである。司馬遷は通常とは異なる文字を用いることによつて、その死が尋常のものでないことを示そうとしたのである。あるいは、こうした用字法を採用することで、呂后一派の横暴に筆誅を加えたとも考えられるのである。

清の徐克范は「趙隱王如意『死』と書し、燕靈王建『絕』と書し、趙幽王友『幽死^注』と書し、趙共王恢『自殺』と書し、其の由りて死せし所を言はざるは、深く之を痛めばなり」（『読史記十表補』卷之五）と述べているが、『史記』十表では、むしろ「其の由りて死せし所」を書かないのが通例であり、徐克范の説は、あまりにも春秋の筆法と簡単に結びつけたもののように思われる。

「漢興以来諸侯年表」において、もう一つ注目に値するものがある。それは立太子の記事である。

⑥9 孝景前四年、四月己巳、立太子。

「漢興以来諸侯年表」において扱われている時代には、他に高祖四年、文帝元年に太子が立てられたことが判明しているが、いずれも載せられていない。なぜか。それは⑥9において立てられた太子の劉栄が後に廃せられるからである。表は、その太子の改廃も、明記している。

⑦0 孝景前七年、十一月乙丑、太子廃。

（膠東）四月丁巳、為太子。

改めて立てられた太子は劉徹、後の武帝である。この改廃の

経緯について、「孝景本紀」には載せられてはいないが、「外戚世家」に詳しい。

⑦1 景帝長男栄、其母栗姬。栗姬、齊人也。立栄為太子。長公主欲予王夫人。王夫人許之。長公主怒、而曰謔栗姬短於景帝曰、「栗姬与諸貴夫人幸姬会、常使侍者祝睡其背、挾邪媚道。」景帝以故望之。（中略）長公主曰、譽王夫人男之美、景帝亦賢之、又有曩者所夢日符、計未有所定。王夫人知帝望栗姬、因怒未解、陰使人趣大臣立栗姬為皇后。大行奏事畢、曰、「『子以母貴、母以子貴』、今太子母無号。宜立為皇后。」景帝怒曰、「是而所宜言邪。」遂案誅大行、而廢太子為臨江王。（外戚世家）

同世家によれば、劉栄が太子を廃せられたのは、彼に罪過があつたためではない。彼の母の栗姫は、景帝の姉である長公主嬪と仲が悪かつた。逆に劉徹の母親にあたる王夫人は、長公主に従順であった。そこで長公主は劉栄を廃し、劉徹を皇太子にしてようと、策略をめぐらす。その策はまんまと図にあたり、劉栄は皇太子から降ろされてしまふ。後に劉栄は、廟の壙垣（牆の外側にめぐらした垣）をおかして宮を建てたという、言いがかり同然の罪を問われ、自殺する。

表において、劉栄のみ太子の改廃を記しているのは、こうした事件をふんで、司馬遷が後世の鑑とするためだつたからでは

なかろうか。「漢興以来諸侯年表」の裏に見える、呂后・劉崇の二つの事件は、いずれも後宮にその端緒を見出すことができるのである。さらに、「十二諸侯年表」においても、諸侯の国内の乱れの原因を、その夫人・愛妾に求めていると思われるものがある。誤解を恐れずに言えば、「漢興以来諸侯年表」は、後世の皇帝に対して、国の乱れは後宮からおこるということを伝えようとしたものなのかもしれない。

結語

これまで見てきたように、表は単なる機械的な記録でも、世家・列伝等の補助的な資料でもない。表には、何を記し、何を削り、さらにはどのように著わすのかという司馬遷の意識が、潜んでいるように思われる。また、一字褒貶の意図も、そこに窺うことができる。

もつともそれらは、既に述べたように、いわゆる「春秋の筆法」と同一のものではない。しかし、司馬遷自身が「『春秋』の後を踵ぐ」（六国年表）と述べているように、表は「春秋」を強く意識して著わされたものである。その意味では、表に見られる書法意識は、「春秋の筆法」の変型としてとらえることができるであろう。こうした書法を用いることで、司馬遷は「威始終を表はし」（惠景閔侯者年表）、後世の君子に残そうとしたのではなかろうか。

後に中国では、歴史書は政治学のテキストとして用いられる

ようになるが、『史記』十表は、その一つの源流のようなものとして考えることができるであろう。

注

- ① 関連する論文としては、次のようなものがある。頗長揚「司馬遷与春秋公羊学」（『史学史研究』一九七九年一四号所収）、施丁「司馬遷与董仲舒政治思想相通論」（『中国史研究』一九八一年一一号所収）、吳汝煜「史記与公羊学」（『徐州師院學報』一九八二年一二号所収）、程金造「從《春秋》看《史記》在古史学上的發展」（『中国史研究』一九八五年一四号所収）。
 - ② 「十二諸侯年表」・「伍子胥列伝」共に異同はない。
 - ③ 清・徐克泡も「迎女・送女・娶夫人不悉書　書者有為也。」と述べている。
 - ④ 『史記会注考証附校補』卷十五に「○國無我字而作怒」と、清朝の乾隆四年（一七三九年）武英殿校刊本のみ「怒」に作つていて。
 - ⑤ 「太史公自序」に従つて「漢興以来諸侯年表」とすべきであるとする説もあるが、用いたテキストの表記に従つておく。
 - ⑥ テキストにより、「（趙）幽死。」を作るものがある。いざれにせよ、特異な記述であることに変りはないと思われる。
 - ⑦ 次のように「卒」に作るもののが一例だけある。
- 元光三年（前一三二年）卒。
(齊・懿王二十二年)